

一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会  
オフシーズンコンベンション開催助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、12月から2月までの観光オフシーズンに、長崎市で開催されるコンベンションの主催者に対し、オフシーズンコンベンション開催助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定め、もって長崎市におけるコンベンションの開催を促進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、オフシーズンの期間に開催されるコンベンションの主催者でそのコンベンションが、次の要件を全て満たすものであること。ただし、一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会（以下「協会」という。）会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 国または地方公共団体が主催するコンベンションでないもの
- (2) 営利を目的としないもの
- (3) 政治的または宗教的活動を目的としないもの

2 国及び地方公共団体からの補助金及び助成金等の金銭的支援を受けている場合であっても、助成することができるものとする。協会の他の支援を受けている場合も同様とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、コンベンション参加者が、長崎市内の宿泊施設に宿泊した延人数に応じ、次に掲げる額とする。

延べ宿泊人数	補助額
300人以上 500人未満	50,000円
500人以上 1,000人未満	100,000円
1,000人以上 2,000人未満	150,000円
2,000人以上	200,000円

(助成の申込み)

第4条 助成を受けようとするコンベンション主催者は、次に掲げる書類をコンベンション開催の2週間前までに会長に提出するものとする。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) オフシーズンコンベンション開催助成金交付申請書（第1号様式） 1通
- (2) 事業計画書（第2号様式）及び収支予算書 1通
- (3) その他会長が必要があると認める書類

(交付の決定)

第5条 会長は前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、助成金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第6条 会長は、助成金の交付を決定したときは、オフシーズンコンベンション開催助成金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 会長は、助成金を交付することが不適切と認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(助成金の交付の変更申請)

第7条 助成金の額が増額になる場合には、事業変更中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を提出しなければならない。

(交付請求)

第8条 第6条の助成金の額の決定通知を受けた者は、コンベンション終了後1箇月以内に次に掲げる書類を会長に提出し、助成金の交付請求をするものとする。

- (1) 事業実績報告書兼オフシーズンコンベンション開催助成金交付請求書  
(第5号様式) 1通
- (2) 宿泊施設及び旅行手配事業所利用証明書(第6号様式) 1通
- (3) 収支決算書 1通
- (4) その他会長が必要があると認める書類 1通

(助成金の交付額確定及び交付通知)

第9条 会長は前条に規定する書類の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、オフシーズンコンベンション開催助成金交付額確定通知書兼交付通知書(第7号様式)により申請者に通知し、口座振込の方法により助成金を交付するものとする。

(決定の取消)

第10条 会長は、コンベンション主催者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件に違反したとき

(助成金の返還)

第11条 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、既にその助成金が交付されているときは、主催者に対し、期限を定めて返還させるものとする。

附 則

この要綱は平成8年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月4日から施行する。

## オフシーズンコンベンション開催助成金交付申請書

平成 年 月 日

一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会  
会長 川添 一 巳 様

（申請者）

所在地	
団体名称	印
代表者職氏名	TEL ( ) -
取扱担当者職氏名	TEL ( ) -

一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会オフシーズンコンベンション開催助成金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請いたします。

大会名	
主催者名	
補助事業の経費所要額	円
補助事業の交付申請金額	円
補助事業の完了予定年月日 （開催期間）	平成 年 月 日 （平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日）
添付書類	事業計画書（第2号様式） 収支予算書

第2号様式（第4条関係）

コンベンション事業計画書

大会名	
主催者名	
大会概要	
開催期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
開催場所	
規模（該当するものに○）	国際大会 全国大会 西日本大会 九州大会 その他（ ）
大会参加者数	県内 人、 県外 人 国外 人（ ケ国） 合計 人
延べ宿泊者数	名
添付書類	大会概要或いはプログラム

第3号様式（第6条関係）

## オフシーズンコンベンション開催助成金交付決定通知書

平成 年 月 日

様

一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会  
会長 川添 一 巳

年 月 日付けで申請のあったオフシーズンコンベンション開催助成金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

大会名	
主催者名	
交付決定金額	円
交付条件	<p>交付決定額は、宿泊予定人員により算出したものです。助成金は、補助事業が終了した後、宿泊人員の実績等により確定することとなります。</p> <p>コンベンション終了後 1 箇月以内に、一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会オフシーズンコンベンション開催助成金交付要綱第8条の各号に掲げる書類を提出してください。</p>

事業変更中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日

一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会  
会長 川添 一 巳 様

（申請者）

所在地	
団体名称	印
代表者職氏名	TEL ( ) -
取扱担当者職氏名	TEL ( ) -

一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会オフシーズンコンベンション開催助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

大会名	
主催者名	
助成金交付決定年月日	年 月 日
補助事業の変更の内容	
変更又は中止（廃止）の理由	
変更又は中止（廃止）の年月日	年 月 日（予定）
添付書類	

第5号様式（第8条関係）

事業実績報告書兼オフシーズンコンベンション開催助成金交付請求書

平成 年 月 日

一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会  
会長 川添 一 巳 様

（申請者）

所在地	
団体名称	印
代表者職氏名	TEL ( ) -
取扱担当者職氏名	TEL ( ) -

年 月 日付で交付決定のあったオフシーズンコンベンション開催助成金について、  
下記のとおり実績を報告し、請求いたします。

請求金額		円
大会名		
主催者名		
開催期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
補助事業の経費精算額 （補助対象金額）		円
開催場所		
大会参加者数	人	延べ宿泊者数 人
振 込 先	金融機関名	銀行 支店
	口座種別	普通 ・ 当座 口座番号
	フリガナ	
	口座名義人	
添付書類	宿泊施設利用証明書（第6号様式） 収支決算書	

### 宿泊施設利用証明書

大会名	
主催者名	
団体名	
宿泊日及び人数	年 月 日（ 人） 年 月 日（ 人） 年 月 日（ 人） 年 月 日（ 人） 年 月 日（ 人） 年 月 日（ 人）
延べ宿泊者数	人
取扱旅行者名	

上記内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

住 所：

宿泊施設名：

社印

代表者名：

印



第7号様式（第9条関係）

## オフシーズンコンベンション開催助成金交付額確定通知書兼交付通知書

平成 年 月 日

様

一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会  
会長 川添 一 巳

年 月 日付けで事業実績報告及び交付請求のありましたオフシーズンコンベンション開催助成金については、下記のとおり交付額を確定し、請求に基づき交付しますので通知します。

大会名	
主催者名	
助成金交付決定年月日	年 月 日
交付決定金額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交付確定金額	円